

公聴会及び参考人制度の相違点及び開催手続

	公聴会	参考人
相違点	<p>① 委員会における予算その他重要な議案，陳情等の審査に当たり公聴会を開き，利害関係者又は学識経験者等からの意見を聴く制度である。</p> <p>② 公示等の手続が必要なため，開催までに時間が掛かる。</p> <p>③ 公聴会における公述人は，原則として公聴会の開催の公示に基づき公募し委員会で選定される。</p> <p>④ 公聴会における公述人は，自らの意思で応募したのであるから，正当な理由（病気等）により出席できないことはあっても自ら拒否することはできない。</p>	<p>① 委員会の所管事務調査等について利害関係者又は学識経験者等から参考人として意見を聴く制度である。</p> <p>② 公聴会より簡便な手続で制度を活用することができる。</p> <p>③ 参考人は，委員会の議決により特定の第三者を指名して出席を求めらる。</p> <p>④ 参考人は委員会から出席を求められた場合，出席を拒否することができる。</p>
開催手続	<p>① 次回の委員会で公聴会開催について議決を行うことを決定</p> <p>② 公聴会を開く議決をすることを議長へ事前通告                      &lt;委員会条例 19②&gt;</p> <p>③ 公聴会の開催を議決&lt;委員会条例 19①&gt;</p> <p>④ 公聴会の開催を決定したことを議長へ報告                      &lt;会議規則 71&gt;</p> <p>公聴会開催要綱を作成</p> <p>⑤ 公示（日時，場所及び意見を聴こうとする案件）                      &lt;会議規則 71&gt;</p> <p>⑥ 公聴会に出席して意見を述べようとする者からの申出                      &lt;会議規則 72&gt;</p> <p>⑦ 委員会において，公述人を決定&lt;会議規則 73&gt;</p> <p>⑧ 公述人となる者に，公述人として決定した旨の通知                      &lt;会議規則 73&gt;</p> <p>⑨ 公聴会を開催し，公述人から意見を聴く。                      &lt;地方自治法 109⑤&gt;</p> <p>⑩ 公聴会の経過及び結果を議長へ報告&lt;会議規則 77&gt;</p>	<p>① 次回の委員会で参考人招致について議決を行うことを決定</p> <p>② 参考人の出席を求める議決をすることを議長へ事前通告                      &lt;委員会条例 19②&gt;</p> <p>③ 参考人の出席を求めることを議決&lt;委員会条例 19①&gt;</p> <p>④ 参考人の出席を求めることに決定したことを議長へ報告                      &lt;会議規則 77 の 2①&gt;</p> <p>参考人意見聴取要綱を作成</p> <p>⑤ 参考人に対し，その日時，場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知&lt;会議規則 77 の 2①&gt;</p> <p>⑥ 委員会を開会し，参考人から意見聴取を行う。                      &lt;地方自治法 109⑥&gt;</p> <p>⑦ 参考人招致の経過及び結果を議長へ報告                      &lt;会議規則 77 の 2②， 77&gt;</p>